

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」に対する
意見公募手続の結果について

令和7年8月7日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年6月30日（月）～令和7年7月29日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数

4件

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	乗車用ヘルメットについて、自転車用のヘルメットの取扱いを明確にすべき。	今般の改正事項ではございませんが、消費生活用製品安全法施行令別表第一及び本解釈通達において、本法特定製品である乗車用ヘルメットについては「自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。」と規定しており、御指摘の自転車用ヘルメットについては特定製品としての規制の対象外になります。
2	<p>中古品特例措置における申請の受付は、現在検討されているとのことですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付開始 ・ 承認 or 未承認の判断 ・ 承認書発送 <p>に対する12月25日までのスケジュールをご教授いただきたい。併せて、申請受付開始の告知はどこでどのようにされるのか伺いたい。</p> <p>また、中古品特例措置において、現段階では、経済産業省での検討中が散見されている状況で、12月25日に向けて企業が対応するには時間が足りなくなるのではないかと懸念している。中古品特例措置のみ、施行を3か月程度目安に延期することは検討しないか伺いたい。</p>	<p>子供用特定製品に係る中古品特例措置の承認について、令和7年9月25日から申請の事前受付を開始し、申請の事前受付をしたものについては、承認の可否等について確認をします。申請の事前受付に関する詳細については、経済産業省の公式HPで公表します。承認通知の発出は令和7年12月25日以降を予定しております。</p> <p>中古品特例措置の内容については、今般の意見公募結果を踏まえて制定する「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」及び「消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に示すとおりです。</p> <p>制度の適切な施行に向けて、本解釈通達の制定後速やかに「消費生活用製品法令業務実施ガイド」を改訂し、関連するFAQを整備して経済産業省の公式HPに掲載する等の対応を行ってまいります。</p>
3	中古品特例申請に該当する内容は「パッケージが無く、新PSCマークの有無ならびに技術基準の適合・使用上の注意事項の表示が確認出来ない品物の販売」についてであり、パッケージで上記が確認出来る品物（商品自体に子供PSCマークが確認出来るものを含む）の販売は、中古品特	御指摘の1点目について、中古品特例申請が必要な場合は、中古品で容器包装がなくなる等により使用に関して注意を促すための表示及び子供PSCマークが確認できなくなった子供用特定製品を販売しようとする事業者であり、使用に関して

<p>例の申請内容に当たらないという解釈で良いでしょうか。</p> <p>具体的には、中古販売において、パッケージ等で新 PSC（子供 PSC）マークならびに必要な内容の表示が確認できる品物に限定し販売を行うのであれば、中古品特例申請は不要と捉えて良いのか、という質問になります。</p> <p>また、ベビーベッドの取り扱いについて、現状、商品本体に PSC マークが確認出来るもののみ、中古品で買取・販売を行っております。</p> <p>先ほどの質問と重複しますが、新 PSC（子供 PSC）マークが確認出来るものみの取り扱い（販売）については、中古品特例の申請を行うことなく、販売を行えるという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>最後に、中古品特例申請を行う場合、3歳未満対象の玩具とベビーベッドの取り扱いについては、まとめて同じ書類で申請を行うことは可能でしょうか</p> <p>以上、ご回答お願い致します。</p>	<p>注意を促すための表示及び子供 PSC マークを確認できる新品や、中古品であっても容器包装が附属しており使用に関して注意を促すための表示及び子供 PSC マークを確認できる製品については、消費生活用製品安全法第4条第2項の規定に基づき適法に販売できるため、特例措置の適用は不要となります。</p> <p>御指摘の2点目について、使用に関して注意を促すための表示及び子供 PSC マークのある中古品については、中古品特例の申請を行うことなく販売等を行うことが可能です。</p> <p>御指摘3点目について、中古品特例申請を行う場合は、まとめて同じ書類で申請いただくことは可能です。</p>
--	---

※上記の他、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。